（都道府県知事への通知）

第二十一条　農業委員会は、法第三条第二項第五号の規定により別段の面積を定めたときは、都道府県知事にその内容を通知するものとする。

（公示の方法）

第二十二条　法第三条第二項第五号の規定による公示は、市町村の条例の公布と同一の方法によりするものとする。

（利用状況の報告）

第二十三条　法第三条第六項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可をした農業委員会又は都道府県知事に提出してしなければならない。

一　法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　前号の者が使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地又は採草放牧地の面積

三　前号の農地又は採草放牧地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

四　第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

五　地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六　第一号の者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七　その他参考となるべき事項

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第一号の者が法人である場合には、定款の写し

二　その他参考となるべき書類

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出を要しない場合）

第二十四条　法第三条の三第一項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第五条第一項本文に規定する場合

二　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第三条第三項の承認を受けて法第三条第一項本文に掲げる権利を取得した場合

三　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第十一条第一項の規定により特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認を受けたものとみなされて法第三条第一項本文に掲げる権利を取得した場合

四　第十八条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当する場合

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法）

第二十五条　法第三条の三第一項の届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　権利を取得した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　権利を取得した農地又は採草放牧地の所在、地番及び面積

三　権利を取得した事由及び権利を取得した日

四　取得した権利の種類及び内容

第三条の三第二項を削り、同条第一項中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十九条とする。

令第六条第一項第一号ハの農林水産省令で定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。

第三条の二を削る。

第三条中「第三条第一項第十号」を「第三条第一項第十六号」に改め、同条第一号中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第三号中「第八十条第一項」を「第四十七条」に改め、同条第六号中「同様とする」を「同じ」に改め、同条を第十八条とする。

第二条の八の見出しを「（農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の届出の受理）」に改め、同条第一項中「第二条の六」を「第十五条」に改め、「市町村又は」を削り、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同条を第十七条とする。

第二条の七第一項中「第二条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条第二項ただし書中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、「又は第八条第一項」を「若しくは第八条第一項又は第十一条の九第一項若しくは第十一条の十第一項」に、「受けた」を「受け、又は同法第十一条の十一第一項若しくは第五項の規定により同法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程を定め、若しくは変更した」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「写し」の下に「又は同法第十一条の九第一項の承認を受け、若しくは同法第十一条の十一第一項の規定により定め、若しくは変更された同法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の写し」を加え、同項第三号中「第二条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条を第十六条とする。

第二条の六の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の届出）

第十五条　法第三条第一項第十三号の届出をしようとする農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）は、第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

第二条の五第一項中「第一条の二第三項」を「第三条第三項」に改め、同条第二項中「第一条の二第三項（令第一条の七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項及び第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第三条第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第二条の四中「第一条の二第三項（令第一条の七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項、第十二条第三項、第十三条の二第二項、第十三条の四第二項及び第十五条の二第三項」を「第三条第三項（令第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項」に、「次条第一項」を「次条」に改め、同条を第十三条とする。

第二条の三を次のように改める。

（申請書を送付すべき期間）

第十二条　令第三条第二項（令第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。